

「社会資本の維持管理に関する資格制度のあり方について（案）」  
に対する意見募集の結果概要

1. 意見の募集について

(1) 意見募集期間

平成26年7月17日～平成26年7月30日

(2) 方法

ホームページ上に告知（国土交通省HP、電子政府の総合窓口（e-GOV））  
郵送、FAX、電子メールにより意見を聴取

2. 寄せられた意見について

(1) 意見提出者数 : 15者（同一者から複数の意見が寄せられている場  
合は、1者として集計）

意見件数 : 77件

(2) 意見提出者内訳 ※( )内の数字は意見件数。

関連業団体 : 8者（61件）

民間企業 : 1者（3件）

個人 : 6者（13件）

※意見様式の（所属）記入欄から整理したものであり、必ずしもそれぞ  
れの団体を代表する意見とは限らない。

(3) 意見内容の分類※

1. 資格制度を取り巻く現状と課題	: 7件
2. 目指すべき資格制度	: 7件
3. 資格制度の対象とする施設等	: 8件
4. 民間資格の登録要件等	: 12件
5. 民間資格の評価・登録のプロセス	: 6件
6. 今後の更なる検討に向けて	: 21件
別紙 点検・診断等に必要な知識・技術	: 5件
参考資料	: 1件
全般	: 10件

※意見内容の分類については、意見件数ベース

# 前回委員会で頂いたご意見 パブリックコメントで頂いたご意見 について

—資料1—2—

## 前回の委員会で頂いた主なご意見と対応方針(1)

No.	該当箇所	意見	対応	発言委員
1	2. 目指すべき資格制度	資格付与団体が資格者に対し知識・技術の向上をPDCAサイクルの中で求めることが重要。	ご指摘を踏まえ、2.「目指すべき資格制度」の記載を修正しました。	小林委員
2	2. (2)点検・診断等の発注業務と連動した資格制度	施設により点検・診断業務を分離可能な場合、分離せず一括で実施したほうが効率的な場合があることについて詳しく記載すべき。	ご指摘を踏まえ、2. (2)「点検・診断等の発注業務単位と連動した資格制度」の記載を修正しました。	家田委員長
		2. (2)「点検・診断等の発注業務単位と連動した資格制度」について、主張したい内容が分かりづらい。		福岡委員
3	3. (1)対象施設	3. (1)「対象施設」について、道路分野は土工、舗装、附属物、河川分野は水門・樋門等、ダム等検討を行っていない施設がある。 こういった施設をできるだけ早く検討すべきという記載が必要。	ご指摘を踏まえ、3. (1)「対象施設」の記載を修正しました。	家田委員長
4	3. (2)「資格制度の対象とする施設等」	現状の資料では、点検・診断の具体的な作業をイメージできるものがない。例えばトンネル等、1例でもいいので具体的な作業が分かる資料を添付したほうがよい。	ご指摘を踏まえ、3. (2)「資格制度の対象とする施設等」に点検・診断・補修設計の定義を追記いたしました。また、トンネル点検業務における作業のイメージ図を参考資料に添付しました。	家田委員長

## 前回の委員会で頂いた主なご意見と対応方針(2)

No.	該当箇所	意見	対応	発言委員
5	3. (4)「対象技術者のレベルに応じた評価	3. (4)「対象技術者のレベルに応じた評価」について、管理技術者と担当技術者の定義を明確にすべき。	ご指摘を踏まえ、3. (4)「対象技術者のレベルに応じた評価」に、管理技術者と担当技術者の定義を明記しました。	家田委員長
6	6. 今後の更なる検討に向けて	この提言の内容は小委員会から国土交通省、または地方公共団体に強く求めるものであることから、6. 「今後の更なる検討に向けて」冒頭部の書きぶりを修正すべきである。	ご指摘を踏まえ、6. 「今後の更なる検討に向けて」の記載を修正しました。	福岡委員
7	6. (3)「資格取得を通じたスキルアップの仕組みの構築」	若い人は経験がないため、資格試験に受からないということも考えられることから、資格の取得時に最小限の知識だけ求めることも場合によっては必要。	ご指摘を踏まえ、6. (3)「資格取得を通じたスキルアップの仕組みの構築」の記載を修正しました。	大森委員
8		将来を見据えて、女性技術者の扱いを検討することも重要。女性技術者は経験する場を与えられないことが問題である。		臼井委員
9	(別紙)点検・診断等に必要な知識・技術	(別紙)について、公園施設の点検と診断に必要な知識・技術が同じ記載であるのはなぜか？	ご指摘を踏まえ、(別紙)における公園施設の点検・診断に必要な知識・技術の記載を修正しました。	滝沢委員
10	社会資本の維持管理に関する資格制度のあり方について(案)参考資料	「各施設の維持管理サイクルの実態について」も参考資料に添付したほうがよい。	ご指摘を踏まえ、「社会資本の維持管理に関する資格制度のあり方について(案)参考資料」に、「各施設の維持管理サイクルの実態について」を添付しました。	家田委員長

# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(1)

※パブリックコメント意見提出総数 15者(団体)より77件 平成26年7月17日～7月30日

## 【I:提言(案)に修正を行った意見】

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見	ご意見に対する考え方
1	2. (1)法令・基準等に基づき確実に点検・診断等が実施できる技術者・技能者の確保	点検・診断等の基準、ガイドライン、業務仕様書等が統一的に定められていない分野については、その制定を早急に進める旨を追記されるよう、お願いいたします。	ご意見を踏まえ、2.「目指すべき資格制度」に「速やかに」の語句を追記し、国が点検・診断等に必要な知識・技術を早急に体系化・明確化することの必要性について明記しました。
2	2. 目指すべき資格制度	一定の技術水準確保される民間資格を考える場合には、既存資格の組み合わせも対象とする。 従って、23行目の文章を次のように変更することを提案する。 「また、一定の水準が確保できる既存の資格の活用及び組み合わせによる要件にも配慮し、そのような民間資格が存在しない場合には、…」とする。 例えば、水門はコンクリート部材と鋼部材の両方から構成されているが、複数の資格を組み合わせるなどの運用で対応できる。	ご意見を踏まえ、2.「目指すべき資格制度」の記載を修正し、運用時に必要に応じて既存資格の組み合わせについて検討することを明示します。
3	3. (3)対象業務の技術水準	点検から補修設計までの技術士を配置する必要がある一連の高度な業務、点検・診断で構成される業務など、業務内容に応じた技術レベルの整理が必要である。 点検の資格と診断の資格を分けて、高度な診断を行なえる技術士に準じる技術力を保証する資格を創設することも考える。	ご意見を踏まえ、3. (3)「対象業務の技術水準」と6. (1)「今回の検討対象以外の施設分野・業務分野への対応」に追記を行うことにより、今後必要に応じ高度な技術水準の資格の検討を行うことを明示しました。

※内容の重複した意見がある場合は、代表的な意見のみ抽出しております。

## パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(2)

※パブリックコメント意見提出総数 15者(団体)より77件 平成26年7月17日～7月30日

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見	ご意見に対する考え方
4	4. (1)③(iii)資格付与試験等で求める技術的事項	工学的知識だけでなく、幅広く科学的知識も求められる。 (植物管理、集客施設での人の安全管理等広い知識が必要)	4. (1)③(iii)であげた確認項目は、点検・診断等の業務全体で共通的に求められる項目を例示したものであり、今後各施設・業務毎に確認すべき資格試験等の実施内容を設定する際は、その施設・業務の特性に応じて、適宜追加の確認項目を検討する必要があると考えております。 上記を踏まえ、4. (1)③(iii)に追記を行いました。
5	6. (2)施設分野・業務分野を超えた資格への拡充、分野横断的な連携・調整	個別構造物の点検・診断技術に限定せず、維持管理業務の全体プロセスをマネジメントできる技術者を評価する資格も必要である。	ご意見を踏まえ、6. (2)「施設分野・業務分野を超えた資格への拡充、分野横断的な連携・調整」の章を設け、今後、施設分野・業務分野を超えた包括的な維持管理のマネジメント等を行う資格についても検討を行うことを明記します。
6	6. (6)行政職員の能力向上	施設管理者に対しても、各社会基盤施設の維持管理を中心とする業務の内容、必要とする知識、技術の役職に応じた習得度を計る資格を導入することが重要と考えます。	ご意見を踏まえ、6. (6)「行政職員の能力向上」の記載を修文し、施設管理者における資格制度の検討の必要性について明記しました。

※内容の重複した意見がある場合は、代表的な意見のみ抽出しております。

# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(3)

※パブリックコメント意見提出総数 15者(団体)より77件 平成26年7月17日～7月30日

## 【Ⅱ:委員会にて返答を行う意見】

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見	ご意見に対する考え方
1	全般	技術者等の質を向上させるためには、資格制度の整備に加え、教育制度についても十分に整備するべき。	技術者等に対する教育制度については、ご指摘のとおり、資格制度の確立とあわせ、充実していく必要があると考えています。
2		点検要領から外れた事例が生じた場合に対応できない場合や、変状に気付かない可能性がある。 (各自治体に置かれている「建設技術センター」のような機関にて点検要領に関する講習会を頻繁に行う等の取組が望ましい。)	なお、資格取得後においても、技術力の維持向上を図ることは必要であり、資格制度の申請の条件として4.(1)③(v)「資格取得後の更新規定」を設け、資格の運営団体が技術者等に対し知識・技術水準の維持・向上のための取組を求めることにより、充実できるものと考えております。
3		資格試験受験申し込みが早い者勝ちとなり、機会が公平に与えられない可能性がある。	資格付与試験の公平な受験体制については、資格制度における申請の条件として、4.(1)③(ii)「資格付与試験等の運営・実施体制」を設け、資格付与団体が行う試験の運営体制を確認することで担保したいと考えております。
4		新しい民間の技術力ばかりに偏重することなく、従来から積み上げられてきた維持管理の経験や技術を活かす仕組みについても考慮していただきたい。	従来から積み上げられてきた維持管理の経験や技術は、資格を評価する際の重要な評価要素として考えております。このため、4.「民間資格の登録要件の設定等」では、「資格付与試験等で求められる技術的事項」として [経験]を取り上げ、評価を行う方針です。 なお、今回の資格制度の確立は、点検診断に必要な知識・技術の内容を国として、明確化した上で、その要件を満足する民間資格を登録するものであり、民間の視点のみで組み立てられるという性格のものではありません。

※内容の重複した意見がある場合は、代表的な意見のみ抽出しております。



## パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(4)

※パブリックコメント意見提出総数 15者(団体)より77件 平成26年7月17日～7月30日

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見	ご意見に対する考え方
5	全体	本答申案について、全面的に賛同します。答申内容に沿って、公正かつ適正に運用されることを期待します。	-
6		いつまでに、どのような姿を目指すのかについての記述がある方が、資格の取得側の行動につながる。安全性確保に対する重要な課題であり、適正な資格制度が早急に確立されることを希望する。	19頁で整理した今後のスケジュールの通り、9月以降に登録規定の大臣告示と民間資格の募集・評価を行い、平成27年度以降登録された資格の活用を想定しております。特に点検診断等の分野については速やかに具体化していく予定です。
7		地盤品質判定士及び地盤品質判定士補は、地盤工学に係る高い専門技術及び倫理観を有する技術者です。 道路あるいは堤防等の多様な地盤構造物の維持管理業務について、有資格者の地盤工学の専門知識・技術が広く活用していただくことを期待します。	個別の資格に対する評価は、今後本とりまとめを元に民間資格の登録制度を創設し、民間資格を実際に公募する際に行う予定です。
8	はじめに	「はじめに」において、メンテナンス技術の国際化が示されているが、以後の記述も含め、海外の技術基準、海外の技術の導入等について記述されていない。資格の国際同等性、TPPなどへの配慮が必要である。	メンテナンス技術の国際化は、別途検討する予定です。

※内容の重複した意見がある場合は、代表的な意見のみ抽出しております。



# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(5)

※パブリックコメント意見提出総数 15者(団体)より77件 平成26年7月17日～7月30日

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見	ご意見に対する考え方
9	1. 資格制度をとりまく現状と課題	<p>この答申は、維持管理の有資格者を確保(増加)することが目的で、そのために民間資格を創設することを奨励しているように見受けられる。</p> <p>一方「技術士には点検・診断等に主眼を置いた部門は存在しない」とあるが、技術士法第2条では技術士を右欄のように定義しており、診断結果に基づく健全度の評価および補修設計は技術士としての専門的応用能力を必要とする業務範囲であると考えられる。</p> <p>技術士の位置付けを明確にすることが必要である。</p> <p>また、技術士・RCCMを調査・設計等の資格要件とするケースが多く、経験も豊富であることから、その資格は尊重すべきと考える。</p>	<p>2. 「目指すべき資格制度」で明示したとおり、今回の資格制度の対象は民間資格であり、国家資格は検討対象としておりません。</p> <p>なお、技術士は、ご指摘のとおり、「技術士法」に基づき、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者として、高度な専門的能力をもつ者であり、これを踏まえて活用されるべきものと考えている。</p>
10		<p>RCCMは業務実施に関するマネジメント能力を保証する資格であり、業務実施能力を保証する資格ではない。また、技術士についても、そうした性格が強い。</p>	<p>個別の資格に対する評価は、今後本とりまとめを元に民間資格の登録制度を創設し、民間資格を実際に公募する際に行う予定です。</p>
11	1. (2) 地方公共団体における資格の活用状況	<p>国家資格である技術士には更新試験が無いことから、技術レベルの継続的な技術維持管理がなされているかが重要であり、CPD(継続研鑽)証明の提出を必須条件としているかを調査すべき。</p>	<p>2. 「目指すべき資格制度」で明示したとおり、今回の資格制度の対象は民間資格であり、国家資格は検討対象としておりません。</p> <p>なお、民間資格の評価を行う際は、4. (1)③(v)「資格取得後の更新規定」のとおり、知識・技術の維持・向上を行うための取り組みとして、資格の運営団体が資格取得後の更新規定やCPD等継続教育を求めていることが重要だと考えております</p>
12	1. (4) 点検・診断等の資格に関わる課題	<p>維持管理体制の変化が見込まれる。 (市場化テスト等の導入による従事者の資格要件が課題)</p>	<p>ご指摘の通り、点検診断等の業務に従事する者について、その者の能力を資格により評価し、一定の水準を確保するために資格制度を構築していくこととしています。</p>

※内容の重複した意見がある場合は、代表的な意見のみ抽出しております。

# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(6)

※パブリックコメント意見提出総数 15者(団体)より77件 平成26年7月17日～7月30日

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見	ご意見に対する考え方
13	1. (4)①点検・診断等の業務に必要な技術内容・水準の明確化	<p>点検と診断は明らかに業務(技術)内容が異なるため、求められる技術とそのレベルも異なる。</p> <p>点検業務は業務内容が多様であり、既往の点検業務のなかには診断の能力を必要とする場合もある。各々の業務内容と資格が担保する技術を明確化することが重要である。</p> <p>また、要求事項に合致したフィーを明確にし、ビジネスとして成り立たせる必要がある。</p>	<p>今回の資格制度は、2. (2)「点検・診断等の発注業務単位と連動した資格制度」のとおり、各施設の点検・診断等の発注業務単位毎に、必要な知識・技術の明確化を図り、民間資格の評価を行うことを主眼としております。</p> <p>なお、業務の発注にあたって、その内容に見合う対価の支払いが行われることは、当然と考えています。</p>
14	1. (4)③新しい基準・マニュアル等への対応	<p>常に新たな基準・マニュアル等に基づき確実に業務を実施していくことが求められる。</p>	<p>1. (4)③「新しい基準・マニュアル等への対応」のとおり、今回の資格制度は、常に新たな基準・マニュアル等を民間資格に求めることが重要だと認識しております。</p>
15	2. 目指すべき資格制度	<p>新たな資格制度の構築や既存の資格制度の拡充・強化を図る必要がある。</p> <p>(時代の要請に応えられるよう既存の資格制度を拡充・強化するのが効率的)</p>	<p>今回の資格制度は、点検・診断等に必要な知識・技術の明確化を行い、必要な知識・技術を備えた民間資格の評価を図る仕組みとしています。</p> <p>これを踏まえ、既存資格の拡充・強化を含めて検討していくものと考えております。</p>
16	2. (2)点検・診断等の発注業務と連動した資格制度	<p>民間資格を活用するにあたり、点検・診断に必要な知識・技術は多岐にわたる事から、発注形態も点検・診断とコンサルタント業務にあたる補修設計を分離し発注する事で、的確な資格要件を構築することが出来ると判断できるので、点検・診断と補修設計を分離する発注形態が望ましい旨を表記する事を希望する。</p>	<p>望ましい発注形態は、各分野ごとでその特徴に応じて異なると考えております。</p> <p>なお、今回の小委員会で検討対象とした施設においては、現状標準的な業務発注単位が「点検・診断」と「補修設計」に分離されているため、(別紙)「点検・診断等に必要な知識・技術」のとおり、各施設における資格の登録区分も「点検・診断」と「補修設計」に分離される予定です。</p>

※内容の重複した意見がある場合は、代表的な意見のみ抽出しております。

# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(7)

※パブリックコメント意見提出総数 15者(団体)より77件 平成26年7月17日～7月30日

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見	ご意見に対する考え方
17	2. (2)点検・診断等の発注業務と連動した資格制度	点検・診断等の発注業務単位との連動だけでなく、学術・技術分野に係る資格制度への配慮も必要と考えます。 例えば、「地盤工学」という学術・技術分野に係る資格制度も有用と思われます。	今回の小委員会では、各施設の点検・診断等の発注業務単位毎に、必要な知識・技術の明確化を図り、民間資格の評価を行うこととしたものです。 学術・技術分野に係る資格制度のあり方については、維持管理以外の業務範囲における検討のなかで検討を行う予定です。
18		公園施設の点検・診断においても、材料を含めた個別施設の点検等に関する資格と、公園全体について検討すべき資格とが別々に存在し、混乱を招いている。	今回の資格制度では、2. (2)「点検・診断等の発注業務単位と連動した資格制度」のとおり、公園施設の発注業務単位の範囲にできるだけ合致した民間資格を活用することとしております。
19	3. (1)対象施設	新たな施設も検討の対象に含める必要がある。(公園や道路等の樹木の倒木防止の点検、診断を行う。)	今回の検討対象としなかった施設分野の扱いについては、6. (1)「今回の検討対象以外の施設分野業務分野への対応」を踏まえ、必要に応じて対応を検討していくものと考えております。
20		社会資本の分野(道路, 河川, 港湾, .., 空港)に, 宅地を加えることが好適と思われます。	対象施設として記載されている社会資本の分野は、検討を行う全ての分野を列挙したのではなく、当面検討を急ぐ必要のあるものを記載したものです。 今回検討の対象に含めなかった施設についても、今後民間資格の必要性について検討を行うこととしています。(6(1)参照)
21	3. (2)対象業務	道路については、橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)について5年に1回の点検が義務化されている事から、現有の建設コンサルタントだけでの入札点検・診断対応は不十分と推測される。構造物の調査(点検)・診断を行っている企業の新規参入の道を考える事と、点検・診断業者の質とレベルを選別する事が民間資格の活用の主旨と判断できることから、点検・診断と補修設計は分離し検討すべきである。	望ましい発注形態は、各分野ごとでその特徴に応じて異なると考えております。 なお、今回の小委員会で検討対象とした施設においては、現状標準的な業務発注単位が「点検・診断」と「補修設計」に分離されているため、(別紙)「点検・診断等に必要な知識・技術」のとおり、資格の登録区分も「点検・診断」と「補修設計」に分離される予定です。

※内容の重複した意見がある場合は、代表的な意見のみ抽出しております。

# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(8)

※パブリックコメント意見提出総数 15者(団体)より77件 平成26年7月17日～7月30日

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見	ご意見に対する考え方
22	3. (2)対象業務	資格制度の対象とする業務に、補修設計があり、p7には「補修設計技術、補修設計方法に関する知識〔補修設計〕」と記されている。 分野にもよるが、点検・診断と補修設計では技術の体系が異なる。 また、補修設計の体系が確立するまでは、点検・診断の範囲に止めるのがよい。	3. (2)「対象業務」のとおり、今回の小委員会では当面検討を急ぐ業務を対象に検討を行っており、その他補修設計の検討を行っていない施設においても、今後速やかに検討を行う方針です。 なお、点検、診断から補修、評価といったメンテナンスサイクルを稼働させていく中で、各々の技術体系が必要に応じて見直されていくこととなるため、資格制度の運用に当たっても更新制度の採用を前提としているところである。
23		常時の点検・診断・補修設計だけでなく、耐震(災)補強、更新さらに被災時の耐震(災)診断及び応急復旧または強化復旧も加えることが好適と思われま	今回の小委員会では、各施設の点検・診断等の発注業務単位毎に、必要な知識・技術の明確化を図り、民間資格の評価を行うこととしたものです。
24	3. (4)対象技術者のレベルに応じた評価	まさに記載の通りで、現行で管理技術者や担当技術者に求められている業務内容は、マネジメントに関するものに主眼が置かれ、技術的内容の保証は少なくこれを補うものが民間資格といえる。	—
25	4. 民間資格の登録要件等	民間資格の登録の際には、既存の資格を体系的に整理し、必要に応じて再編する必要がある。 例えば、橋梁点検では、橋梁点検技術研修修了(道路橋点検士)、コンクリート診断士、コンクリート構造診断士、構造物診断士、土木鋼構造診断士と数多くあり、資格の色分けやレベルが整理されていない。 レベル差もあり、レベルに応じた使われ方、業務毎、作業内容毎に整理する。	当面は、各対象施設・対象業務等毎に、現行の民間資格が登録要件に合致するか否かを判断し、活用していくこととなる。なお、再編については、活用の状況なども踏まえ必要に応じて検討していく。

※内容の重複した意見がある場合は、代表的な意見のみ抽出しております。



# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(9)

※パブリックコメント意見提出総数 15者(団体)より77件 平成26年7月17日～7月30日

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見	ご意見に対する考え方
26	4. 民間資格の登録要件等	有資格者、技術水準の維持・確保、公正・適切な手続きの確保の目的は理解できるが、地域で活躍する建設コンサルタントへの負担が過大にならないような登録要件や運用形態に配慮する必要がある。	今回の資格制度は、施設数では圧倒的に多い地方公共団体所管の施設における点検・診断等での活用を念頭におき構築することとしております。
27	4. (1)③(iii)資格付与試験等で求める技術的事項	資格付与試験等の内容について、具体的に1.～7.を挙げ知識等の確認が必要であるとしているが、具体的な試験内容(例:試験問題)までは踏み込まず、当該分野が含まれている確認にとどめて欲しい。	具体的に登録要件に合致するか否かは、第三者の意見も踏まえ、個別に検討していくこととなりますが、基本的には、求められる知識・技術が適切に問われているか否かについては、単なる試験問題の内容だけでなく、受験資格や試験の際の講習の有無など、試験全体を通じた総合的な評価が必要と考えています。 なお、点検、診断から補修、評価といったメンテナンスサイクルを稼働させていく中で、各々の技術体系が必要に応じて見直されていくこととなるため、資格制度の運用に当たっても更新制度の採用を前提としているところである。
28		国が求める知識・技術と同等以上であることを適切に問うとあるが、漠然としている。	
29	4. (1)③(iii)資格付与試験等で求める技術的事項	橋梁等の点検、診断、補修設計に当たっては、対象構造物の構造や設計に関する知識に加え、点検などの現地作業を実施する場合には、安全管理に関する知識や現場経験を受験要件とすることなどが考えられる。	現場作業を実施する場合においては、労働安全衛生法等の安全に関する法令等の知識を有することは、重要な能力の一つと考えていますが、今回の検討は、点検・診断等の一定の水準を確保するために必要な技術内容・水準を明確にするための資格制度の確立を目的としており、現場における安全確保については別途の対策で実施するものとしております。

※内容の重複した意見がある場合は、代表的な意見のみ抽出しております。

# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(10)

※パブリックコメント意見提出総数 15者(団体)より77件 平成26年7月17日～7月30日

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見	ご意見に対する考え方
30	4. (1)③(iii)資格付与試験等で求める技術的事項	<p>点検と診断ではそれに必要な技術のレベルが違うため、新たに資格制度を創設する場合は、それらを分割して資格制度を制定する。</p> <p>点検は客観的に損傷を発見できる技術、診断はその結果に基づき損傷程度を判定する技術である。</p> <p>社会インフラが膨大で点検が急がれるのであれば、点検と診断の資格を分け、点検は広い範囲の人材、診断は建設コンサルタントなど構造を理解している人材と、各々取得できるレベルに差をつけるのも一策であろう。</p>	<p>今回の資格制度は、2. (2)「点検・診断等の発注業務単位と連動した資格制度」のとおり、各施設の点検・診断等の発注業務単位毎に、必要な知識・技術の明確化を図り、民間資格の評価を行うことを主眼としております。</p>
31		<p>1から7の求める技術的事項は、技術者・技能者で詳細に明確化すべきである。</p>	<p>3. (4)「対象技術者のレベルに応じた評価」のとおり、必要な知識・技術の明確化は業務発注における技術者の役割(管理技術者、担当技術者)に応じて行います。</p>
32	4. (1)③(v)資格取得後の更新規定	<p>更新規定において継続教育の必要性を掲げているが、基準や要件が厳し過ぎると、技術者の確保が困難になる。</p> <p>運用における配慮が必要である。</p>	<p>更新規定等による知識・技術の維持向上策は重要な評価項目と考えております。また、資格制度の運用面では、資格保有者数等のバランスを考慮していくべきと考えております。</p>
33		<p>資格取得後の更新規定について、CPDが推奨されているが、各学協会においてCPDの取扱いは一定されておらず、同等性が担保されていない。</p> <p>講習会の地域偏在、開催頻度などの不平等を生じさせない工夫が必要である。講習会の受講が義務付けられたものの、継続して講習会が開催されず、問題となったことがある。</p> <p>更新規定には、対応組織の継続性が保証される仕組みを考慮すべきである。</p>	<p>資格の登録要件については、団体の運営管理体制についても併せて評価することとしている。</p>
34		<p>点検技術者のための資格試験では、ICT等の対応能力の評価が必要である。資格取得後のCPDや更新時研修等はより重要になる。</p>	<p>ご指摘の通り、更新規定等による知識・技術の維持向上策は重要と認識している。</p>

※内容の重複した意見がある場合は、代表的な意見のみ抽出しております。

# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(11)

※パブリックコメント意見提出総数 15者(団体)より77件 平成26年7月17日～7月30日

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見	ご意見に対する考え方
35	5. 民間資格の評価・登録のプロセス	既存民間資格を公募により、評価・登録とのことであるが、資格登録は、同一業務分野(同一施設、同一業務等)に複数の団体の登録を可能として頂きたい。	今回の資格制度による資格の登録は、登録区分毎に複数の団体の登録を妨げるものではありません。
36		登録申請は、1回の公募でなく随時受付し評価・登録をお願いしたい。	資格の公募体制等については、今後検討を行う予定ですが、基本的には定期的に行うことを想定しています。
37	5. (3) 民間資格の評価・登録	民間資格の評価には、関連する学会や、複数の学識経験者による評価が必要である。特定の業種、地域に有利にならないよう、公平な視点から評価する仕組みが必要である。	5. (3)「民間資格の評価・登録」のとおり、民間資格の評価に当たっては、学識経験者等、第三者に意見を聴く仕組みを構築する必要があると考えており、また中立性の確保も重要と認識しております。
38	5. (4) 登録の公示	点検・診断系業務の個々の業務に必要な技術力によって、要求資格の設定は異なってくる。 例えば、橋梁の疲労亀裂の詳細調査には、調査方法や原因究明あるいは評価の方法に至るまでを勉強する講習会を開催し、試験等で確認する鋼構造診断士などがある。 技術士やRCCM以外にも、業務の内容(①分野、②材料、③特定技術等)に応じた技術資格を適宜設定していただきたい。	今回の資格制度は、2. (2)「点検・診断等の発注業務単位と連動した資格制度」のとおり、各施設の点検・診断等の発注業務単位毎に、必要な知識・技術の明確化を図り、民間資格の評価を行うことを主眼としております。
39	5. (5) 登録された民間資格の活用	施設ごとの資格を検討した結果が別紙に記載されているが、管理技術者と担当技術者を求める施設、管理技術者のみを求める施設、担当技術者のみを求める施設などがある。その理由が不明である。	3. (1)「対象施設」、3. (2)「対象業務」のとおり、今回の小委員会では当面検討を急ぐべき施設・業務を検討の対象としたものである。

※内容の重複した意見がある場合は、代表的な意見のみ抽出しております。



# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(12)

※パブリックコメント意見提出総数 15者(団体)より77件 平成26年7月17日～7月30日

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見	ご意見に対する考え方
40	6. 今後の更なる検討に向けて	点検や診断等の「等」として、施設の安全管理に係わる資格制度の活用についても更なる検討を進めていくべきである。 (点検や診断のみならず、公園等の面的施設で植物管理、施設管理、利用者指導等の多種目で総合的な安全管理が求められる既存の資格についても評価、活用すべきである。)	点検・診断以外の業務分野については6.(1)「今回の検討対象以外の施設分野・業務分野への対応」を踏まえ、必要に応じて対応を検討していくものと考えております。
41		技術・知識の進歩や進化に合わせて資格制度を拡充するためには、必要な技術・知識の維持・向上を支援する仕組みを策定するべきである。	点検、診断から補修、評価といったメンテナンスサイクルを稼働させていく中で、各々の技術体系が必要に応じて見直されていくことになると考えております。
42	6.(1)「今回の検討対象以外の施設分野・業務分野への対応」	「機械設備や電気通信設備などについても検討を進めるべき」と記載されているが、現代社会における重要性と緊急性を考慮すると、この部分も早急に対応すべきであり、今後、具体的にどのようなスケジュールで検討を行うのか、工程表を示すべきではないだろうか。	機械設備や電気設備等、今回の資格制度で検討対象としなかった施設の扱いについて、現段階で行程表を示すことはできかねますが、今後早急に検討を行うための体制を構築したいと考えております。
43		土木系のインフラとしては「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」、「電力土木」、「廃棄物」なども、市民生活における重要な施設であると考えられ、今回対象とされた11施設とどこが異なるため、検討の遡上に乗っていないのか、理由を明確にしていきたいと思えます。	今回の検討は、国土交通省所管施設を対象に行ったものですが、昨年策定された政府のインフラ長寿命化基本計画において、国は、資格制度の充実などにより、各インフラの管理者の技術力の底上げを図ることとしており、国土交通省所管以外の施設においても、関係省庁において必要な検討はなされるものと考えております。

※内容の重複した意見がある場合は、代表的な意見のみ抽出しております。

# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(12)

※パブリックコメント意見提出総数 15者(団体)より77件 平成26年7月17日～7月30日

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見	ご意見に対する考え方
44	6.(1)「今回の検討対象以外の施設分野・業務分野への対応」	市民生活に密接に関連し、緊急性も非常に高いと思われる「鉄道」と「水道」が本制度では対象とされていない、今からでも対象施設にすべきではないだろうか。	「鉄道」における点検・診断等の業務発注は、民間企業である鉄道事業者が、その資格要件を含め各事業者において規定した方法により実施するものであることから、今回の資格制度の検討対象としておりません。 なお、今回の検討は、国土交通省所管施設を対象に行ったものですが、昨年策定された政府のインフラ長寿命化基本計画において、国は、資格制度の充実などにより、各インフラの管理者の技術力の底上げを図ることとしており、国土交通省所管以外の施設においても、関係省庁において必要な検討はなされるものと考えております。
45		土木構造物に加え、道路、公園等の機能の保全、安全性の確保を図るために樹木等により構成される緑地の点検、診断等も検討の対象とされるよう、お願いいたします。	6.(1)「今回の検討対象以外の施設分野・業務分野への対応」を踏まえ、必要に応じて対応を検討していくものと考えております。
46	6.(5)新たな資格の創設	土木構造を対象とする点検・診断資格に関しては、RCCMを基本とした資格として整備することが望ましい。	個別の資格の評価については、小委員会で明確にされた求められる知識・技術等をもとに、今後、登録要件に従って判断されます。
47		道路、公園、港湾等の緑地や樹木の点検・診断等が必要な分野では、植物育成、土壌の専門的知識を有する街路樹診断士、植栽基盤診断士の活用をお願いいたします。	個別の資格に対する評価は、今後、本とりまとめを元に民間資格の登録制度を創設し、民間資格を 実際に公募する際に行う予定です
48		既存の民間資格が存在しない場合は、今後、(略)新たな資格を創設することを含め、対応を検討する必要があります。	6.(6)「新たな資格の創設」のとおり、既存の民間資格が存在しない場合は、今後、新たな資格を創設することを含め、対応を検討する必要がありますと考えております。

※内容の重複した意見がある場合は、代表的な意見のみ抽出しております。

# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針（13）

※パブリックコメント意見提出総数 15者(団体)より77件 平成26年7月17日～7月30日

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見(原文)	ご意見に対する考え方
49	6. (6)行政職員の能力向上	行政職員の維持管理実務経験の機会の確保が必要である。 (市場化テスト等で外部委託により直接維持管理業務に携わる機会が少なくなるにより能力が低下する恐れが見られる)	行政職員に対する維持管理実務経験の機会確保の必要性は、6. (6)「行政職員の能力向上」の内容に含まれており、資格制度と別途検討されるべきものと考えております。
50	6. (7)維持管理以外の業務範囲への展開等	まさに記載の通りで、点検・診断のみならず、補修設計から新設設計においても、民間資格の活用が望まれる。特に、公園という総合技術の結集地においては、基盤となる知識と経験が不可欠と考える。	—
51		まさに記載の通りで、民間資格が公的に認証されることにより、受験意欲の向上・新規技術の獲得などの前向きな姿勢に繋がると考える。	
52		「新設の調査・設計等の分野においても資格制度の構築を図るべきである」と記述しているが、資格を増やすのではなく、「技術士、RCCM等の資格制度を充実させ、補修設計を考慮した技術力を有する資格に拡充を図るべきである」 例えば、既存の資格の更新講習時や継続教育によって、当該技術の講習等による技術の取得を義務付け、新規資格取得者には試験等で、その技術を担保する。	

※内容の重複した意見がある場合は、代表的な意見のみ抽出しております。

# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針（14）

※パブリックコメント意見提出総数 15者(団体)より77件 平成26年7月17日～7月30日

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見(原文)	ご意見に対する考え方
53	6. (7)維持管理以外の業務範囲への展開等	「発注時の資格制度の検討」の中には、新設の調査・設計等の分野における資格制度を構築することよりも、若手の資格保有者の活用が問題である。 このため、既存の資格保有者の有効活用に力点を置くべきである。	6. (3)「資格取得を通じたスキルアップの仕組みの構築」のとおり、若年層の技術者・技能者に向けた人材確保やスキルアップの仕組みは重要と認識している。  本年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律等も踏まえ、まず、国として民間資格を評価する仕組みの構築について検討を進めてきたところです。 資格の法制化については、今回の提言を踏まえた資格の登録制度の運用の成果等も踏まえながら、その必要性を含め、今後の検討課題と認識しています。
54		“新設の調査・設計等の分類においても資格制度の構築を図るべきである”とあるが、「建設コンサルタント」が、上流域(点検～診断～維持補修含め)の重要な使命を帯びているにもかかわらず、技術士や建築士のように社会的(例えば、法令的)に認知されていないこと自体が、安定的な担い手確保における障壁であり、建設コンサルタントの意欲を損なっている(一生懸命に努力しても認めてもらえない等といった不満等)。 ここでは、新設の調査・設計等の資格制度構築ということではなく、調査・計画・設計から維持管理までを担当する「建設コンサルタントの資格法による法制化を図るべき」と述べるべきである。	
55		点検、診断に関する資格制度の法制化とともに社会資本の適切な整備、維持管理を着実に実施する建設コンサルタント業務に携わる技術者・技能者に関する資格制度及び法制化が必要である。	

※内容の重複した意見がある場合は、代表的な意見のみ抽出しております。

# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針（15）

※パブリックコメント意見提出総数 15者(団体)より77件 平成26年7月17日～7月30日

No.	該当箇所	資格制度のあり方に対するご意見(原文)	ご意見に対する考え方
56	(別紙)点検・診断等に 必要な知識・技術	若手の育成等を考えると、業務構成員すべてが当該資格を保有する必要もないので、担当に1名以上含まれておれば良いと思われる。	登録された民間資格の具体的な活用方法等については、発注者(施設管理者)において、発注形態等を踏まえ判断していくことになります。
57		港湾施設と空港施設の業務分野に設計が記載されているが、補修設計の体系化ができるまでは、全体の平仄を揃えるために設計分野を削除する。	3.(2)「対象業務」のとおり、今回の小委員会では、各施設における当面検討を急ぐべき業務を検討の対象としました。
58		舗装が対象になってない	道路分野については、省令・告示に基づき定期点検をする施設のうち、橋梁・トンネルを対象としています。
59		橋梁、トンネルの診断業務における知識・技術を求める対象として、担当技術者になっていますが、管理技術者ではないですか？	確実な点検・診断を実施するために、現場での実務を担当する担当技術者を知識・技術を求める対象としています。
60	(参考資料)資格制度の検討対象とする業務範囲等(2)	公園施設の補修設計では、個別施設の補修だけで済む問題ではなく、全体の利用を踏まえた上での検討が必要で、専門的な知識と経験の裏付けが必要で、補修設計においても資格要件が必要である。	今回の検討対象としなかった業務分野の扱いについては、6.(1)「今回の検討対象以外の施設分野業務分野への対応」を踏まえて、必要に応じて対応を検討していくものと考えております。

※内容の重複した意見がある場合は、代表的な意見のみ抽出しております。



# 資格制度の検討、構築・運用の今後のスケジュール

